

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年7月8日 19時00分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区東雲 ^{しののめ} 運河 三番台場三等三角点から真方位056° 980m付近 (概位 北緯35° 38.3' 東経139° 46.9')
インシデントの概要	旅客船ふえにつくすは、右旋回中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年5月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ふえにつくす、31トン
船舶番号、船舶所有者等	136712、有限会社晴海屋
乗組員等に関する情報	船長、免状不詳
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：19時00分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客21人を乗せ、東雲運河を航行中、船長が、予定航路と異なる南側の水路に向かって南東進していることに気付き、予定航路に戻ろうと右旋回を行ったところ浅所に座洲した。</p> <p>本船は、乗組員が運航管理者へ連絡し、来援した僚船によって引き出され、自力で航行して出航場所へ戻った。</p> <p>本インシデント発生場所には、浅所を示す簡易標識（以下「ブイ」という。）が水路の西側に1個、東側に3個それぞれ設置されていた。</p> <p>船長は、本来航行する予定の水路ではなかったもので、東側のブイが左舷側（東側）の浅所を示す標識であることを知らず、右旋回を行った際、他のブイとの位置関係から東側の中央のブイ（以下「本件ブイ」という。）が航路を示すと思い、同ブイを右に見て航行していた。</p>
分析	<p>本船は、南側の水路に向かって南東進中、船長が、浅所を示す本件ブイが航路を示すと思い、本件ブイを右に見て航行したことから、浅所に向かって航行することとなり、予定航路と異なる水路に向かっていくことに気付き、予定航路に戻ろうと右旋回を行ったところ、浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、本来航行する予定の水路ではなかったもので、本件ブイが左</p>

	舷側（東側）の浅所を示す標識であることを知らず、他のブイとの位置関係から航路を示すと思ったものと考えられる。
原因	本インシデントは、日没時、本船が、南側の水路に向かって南東進中、船長が、浅所を示す本件ブイが航路を示すと思い、本件ブイを右に見て航行したため、浅所に向かって航行することとなり、予定航路に戻ろうと右旋回を行ったところ、浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 旅客船の船長は、予定航路の確認を十分に行ったうえで航行するとともに、予定航路周辺のブイ等を把握しておくこと。